



【管内概況】 中央労働基準監督署管轄区域 = 千代田区・中央区・文京区・島部

千代田区：中央官庁及び全国的企業の本社、銀行業、新聞社等が集中する政治経済の中心。

中央区：証券業、卸売・小売業が集中する商業の中心地。臨海部の開発が進行中。2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックの選手村建設が晴海で行われています。

文京区：古くからの文京地域であり、印刷関連産業、大学などの教育研究業が多く存在。

伊豆諸島：観光、水産業等が主要産業(2町6村)。

管内約7万5千の事業場に約187万人の労働者が勤務。資本金50億円以上の都内企業本社のうち、約4割(約460社)が管内に立地。

管内では高層マンション、都市再開発事業に伴う工事など大型の建設工事が多く施工され、計画届出件数は過去3年増加傾向にある。また、3区内での請負金額50億円以上の大規模工事の現場数も増加傾向にある。(70前後の現場数で推移)

【管内情勢】

【労働条件】

申告受理件数及び相談件数、立替払の認定申請件数はいずれも平成21・22年をピークにここ数年減少傾向にありましたが、申告、相談は平成28年に増加へ転じました。多数の労働者から申告、相談が寄せられ、特に、賃金不払残業や解雇の事案に加え、職場のいじめ・嫌がらせ(パワハラ)やうつ病など精神疾患に係る労災請求の相談が増えています。一方、投書、厚生労働省ホームページへの電子メール、インターネット監視による労働条件に関する情報の件数は、昨今の長時間労働が疑われる企業への対応で注目を集めたこともあり、増加傾向にあります。

また、監督指導の結果では、労働時間に関する法令違反が最も多く、36協定に定める時間外労働の延長できる時間数が高い、協定の限度時間・回数を超えて時間外労働を行っている場合が少なからずあるなど、長時間労働の抑制が大きな課題となっています。

【労働災害発生状況・労災補償】

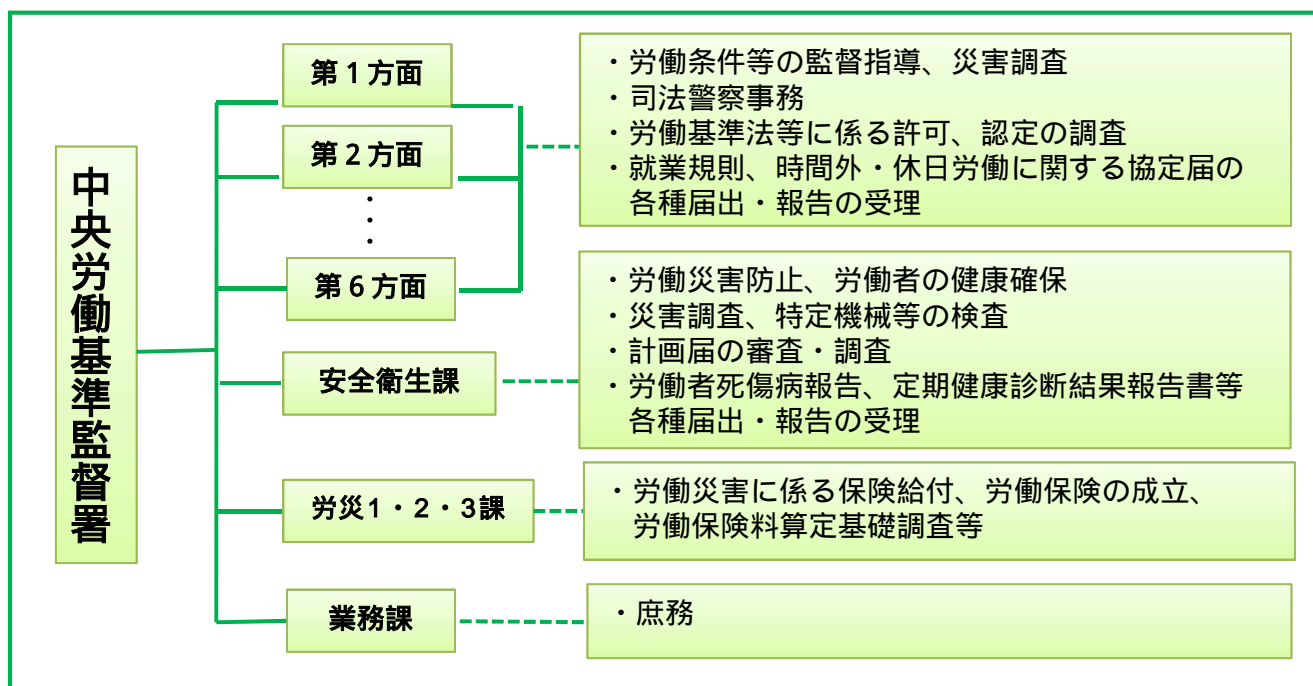
東京労働局第12次労働災害防止計画の4年目の平成27年の死傷件数は914件となり前年比微減でしたが、平成28年は一転して前年比9.9%増の1001件でした。

業種別では、接客娯楽業などの第3次産業が大幅に増加しています。また、死亡災害は前年比5件減少の10件となり、うち5件が建設業で発生しました。

労働災害の約83%を占める第3次産業及び大小様々な工事が盛んに行われている建設業では、リスクアセスメントによる自主的な労働災害防止活動の一層の強化が必要とされています。

精神疾患の労災請求件数は相当に増加している中、脳・心臓疾患の労災請求件数は高止まりで推移しており、これらの事案に対する迅速・適正な処理が求められています。

【中央労働基準監督署の組織と主な業務】



平成29年度 重点対策の具体的内容

1 公正かつ適正で納得して働くことのできる環境整備のために

(1) 脳・心疾患や精神障害等の労災補償請求件数が高水準で推移し、長時間労働による健康障害が発生していることから、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働条件の確保のための監督指導を実施するとともに、重大悪質事案については司法処分を含む厳正な対応を行います。また、最低労働条件の確保にとどまらない取組を要請します。

以下の重点項目により、講習会や個別の指導などあらゆる機会を通じて取り組みます。

時間外労働・休日労働の協定届の適正な締結と限度基準の遵守等による長時間労働の抑制

月80時間超の時間外労働が疑われる事業場・過労死等労災請求事案があり、長時間労働が疑われる事業場・長時間労働や法定労働条件が確保されていないという情報があった事業場に対する監督指導の実施

非正規労働者も含む全ての労働者に関する労働条件通知書の交付などによる労働条件の明確化

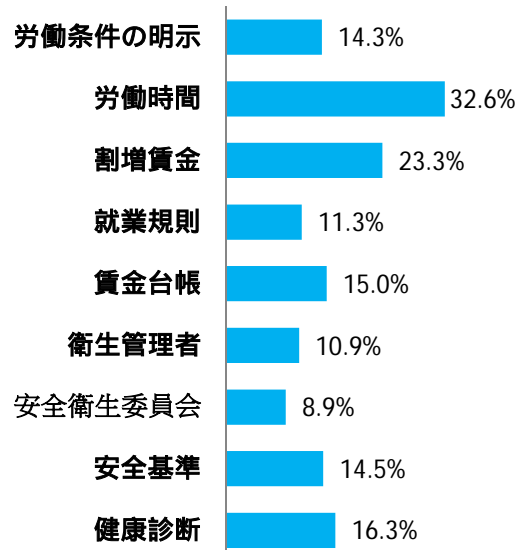
最低賃金の周知

また、労使団体等各種団体の総会等の機会を捉えて、取組の要請を行います。

① 労働契約法に基づく無期契約への円滑な転換や有期特措法の内容についての周知

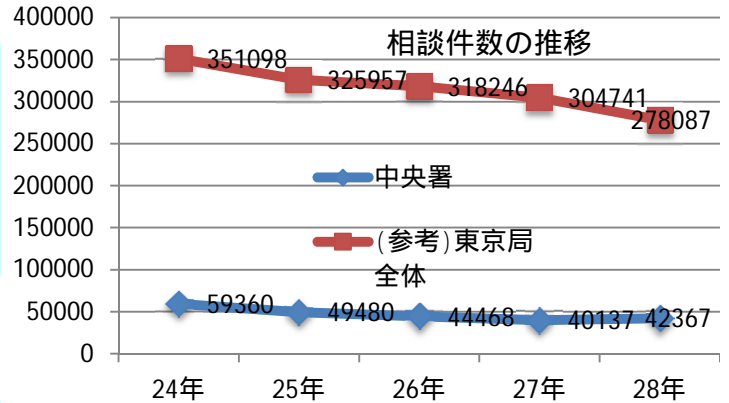
② 「働き方改革」に向けた機運の醸成

臨検監督の違反内容と違反率



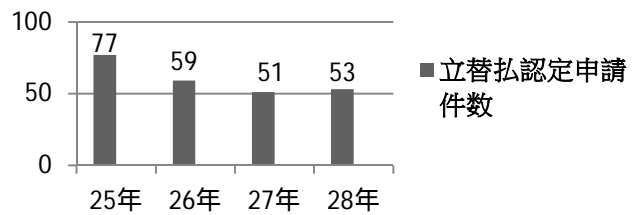
(2) 相談に懇切・丁寧に対応するとともに、相談等を契機とした監督指導を実施します。

来署される方、電話等でお問い合わせされる方に対して、懇切丁寧な対応
 総合労働相談コーナーでは、労使間のトラブル等について様々なご相談に対応するとともに、トラブル解決に向けたあっせん等の受付
 相談や寄せられた情報の内容から労働基準法関係法令違反のおそれのある事業場に対する監督指導の実施



(3) 迅速・適正な申告処理等を行います。

賃金不払、解雇等について、労働基準法違反が疑われる事案について、労働者から申告があれば、事業主から事実確認を迅速に行い、違反が認められた場合、速やかに是正するよう指導を実施
 事実上の倒産をした事業場等に関し、未払い賃金立替払制度の迅速・適正な運用を図る



2 安全で健康に働くことができる職場づくりのために

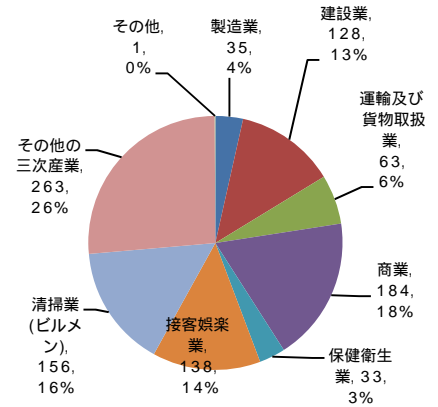
(1) 第三次産業を中心とした労働災害防止対策

第12次労働災害防止計画（平成25年度～29年度）の最終年度は、計画目標「死亡災害の15%減少、死傷災害の15%減少」の達成に向け、死傷災害の約83%をしめる第三次産業（小売業、飲食店、ビルメンテナンス業を重点）、重篤な災害が多い建設業を中心に、下記の取組みを重点に進めます。

第三次産業（小売業、飲食店、ビルメンテナンス業等）に対し、安全衛生管理体制の整備、各管理者の職務の徹底、リスクアセスメントの導入・実施による災害防止の促進を図ります。また、経営トップによる安全衛生方針の表明等、経営首脳者の安全衛生管理の積極的な取組の促進を図ります。

死傷災害の約23%を占める転倒災害防止のため、業種横断的に「STOP！転倒災害プロジェクト」の周知に努めます。計画的指導のほか、災害発生契機の迅速な指導を行います。

平成28年休業4日以上災害 (計1001件)



(2) 健康障害防止等職場における健康確保対策の普及啓発と指導

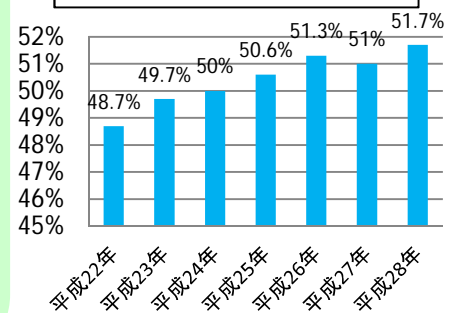
健康確保推進のため下記の取組を行います。

腰痛・熱中症等の職業性疾病対策の徹底を図ります。

メンタルヘルズ指針に基づく心の健康づくり計画の策定等メンタル対策の取組の指導を行います。長時間労働者に対する医師の面接指導、衛生管理体制の整備、衛生委員会等における審議の充実等過重労働による健康障害防止対策、治療と職業生活の両立支援対策等について指導を行います。

化学物質の製造・取扱事業場に対し、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則の履行確保のための指導を行います。吹き付け石綿除去工事等の届出の徹底、適正な施工について指導し、石綿障害防止対策の徹底を図ります。

定期健康診断有所見率の推移



3 労災被災者とその家族が安心して生活するために

労働者が安心して治療に専念し早期に職場復帰ができるよう、また、事業主間の公平が図られるよう、以下の取組を重点に進めていきます。

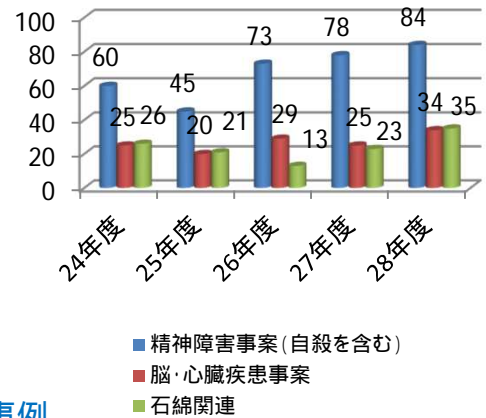
相談者に対する懇切丁寧な対応

労災保険給付の標準処理期間内の処理の推進

脳心臓疾患、精神疾患、アスベスト関連疾患に係る労災請求事案の迅速・適正な処理を推進

労働保険の未手続き事業一掃対策の推進、労働保険料未納事業場に対する納入督促

不正受給の防止



中央労働基準監督署が司法処分とした事例・監督指導した事例

1 司法処分とした例

(1) 事例1 (業種: 出版業)

会社及び代表者を最低賃金法違反の容疑で、東京地方検察庁に書類送検した例。

【事件概要】

労働者から賃金不払いに係る申告が繰り返しなされ、そのたびに行政指導を行ったが、いずれも是正されることがなかったため、厳正に対処し、書類送検に踏み切った。

(2) 事例2 (業種: 建設業)

解体工事現場で、死亡災害を発生させた建設会社(元請建設株式会社と代表者他)を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁に書類送検した例。

【事件概要】

解体工事現場において、労働者に6階の開口部付近で廃棄物を地上1階まで落とす作業を指示したが、その際、開口部付近に墜落防止用の手すり等を設けず、作業中の労働者1名から15m下の地上に墜落し、死亡した。法令上必要な墜落防止措置を講じていなかったことが判明したことから、厳正に対処し、司法処分とした。

2 監督指導により賃金不払残業を是正させた例

(1) 事例1 (業種: 金融機関)

自己申告により労働時間を把握し、同時間により時間外労働の割増賃金を支払っていたが、申告された労働時間と実際の労働時間の差の中に未把握の労働時間があり、割増賃金の不払いが発生したもの。

【中央署の指導内容】

自己申告により労働時間を把握し、同時間により時間外労働の割増賃金を支払っていたが、パソコンのログ記録との乖離や不自然な休憩時間の取得申請があり、時間外・深夜労働の申請時間数の過小申告の疑義が認められ、労働時間が適正に把握・管理されていないことが判明した。このことから過去の勤務状況に係る実態調査を行うとともに、不足となっている割増賃金を支払うよう指導した。

【指導結果(遡及是正額・対象労働者数)】

約6千370万円・540人

(2) 事例2 (業種: 金融機関)

自己申告により労働時間を把握し、同時間により時間外労働の割増賃金を支払っていたが、申告された労働時間と実際の労働時間が乖離していたことから、未把握の労働時間が判明し、割増賃金の不払いが発生したものの。

【中央署の指導内容】

パソコンのログ記録と自己申告時間との乖離について、監督を実施した本社だけでなく、全社的な実態調査を行い、不足している割増賃金を支払うよう指導した。

【指導結果(遡及是正額・対象労働者数)】

3億1890万円・1729人(企業全体で支払った金額・人数)